

❖ 加美町で転居された方へ ❖

転居の手続きに伴って、下記の手続きが必要です。

●窓口での手続きに関すること		
個人番号カード （マイナンバーカード）	転居手続きの際にカードをお忘れの場合は、変更後の住所を追記しますので、後日個人番号カードを持参して手続きをしてください。	町 民 課（63-3112） 小野田支所（67-2111） 宮 崎 支 所（69-5111）
外国人の方	転居手続きの際にカードをお忘れの場合は、変更後の住所を追記しますので、後日在留カード・特別永住者証明書、個人番号カードを持参して手続きをしてください。	
犬を飼っている方	登録住所の変更手続きをしてください。	
井戸水使用者	井戸水使用世帯（住所）から転居した場合は、「下水道使用開始等届」の提出が必要です。	
●子どもに関すること		
小中学校の児童・生徒	学区が変わる場合は、転校又は学区外就学の手続きをしてください。	教育委員会 （69-5112）
子ども医療費助成受給者	受給者証を持参して手続きをしてください。	こども家庭課 （87-8730）
母子父子家庭医療費助成受給者		
児童手当受給者	住所変更の手続きをしてください。	
児童扶養手当受給者、 特別児童扶養手当受給者	手当証書を持参して手続きをしてください。住民票謄本が必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。	
●健康保険・介護保険に関すること		
国民健康保険加入者	資格確認書を持参して住所変更の手続きをしてください。	保険健康課（63-7871） 町 民 課（63-3112） 小野田支所（67-2111） 宮 崎 支 所（69-5111） 高齢障がい福祉課（63-7872）
介護保険受給者		
後期高齢医療制度加入者	資格確認書を持参して住所変更の手続きをしてください。	保険健康課 保険給付係（63-7871）

●福祉に関すること

◆療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ◆自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者 ◆各種障害福祉サービス受給者	障害者手帳、受給者証を持参して手続きをしてください。	高齢障がい福祉課 障がい福祉係 (63-7872)
◆心身障害者医療費助成受給者 ◆身体障害者手帳をお持ちの方	受給者証、身体障害者手帳を持参して手続きをしてください。	
生活保護受給者	受給者証を持参して手続きをしてください。	高齢障がい福祉課 福祉係 (63-7870)

◎手続きの際は、表に記載している持ち物のほかに、手続きする方の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど顔写真のあるもの）を持参してください。